

届出対象行為及び規模

景観計画の区域で、次に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知をしなければなりません。

行為の種類	対象の規模															
	景観計画区域	特別地域														
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（建築等）	高さ13mを超えるもの 又は建築面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの 又は建築面積200㎡を超えるもの														
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（建設等） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">煙突</td> <td rowspan="13" style="vertical-align: top; padding: 2px;">高さ13mを超えるもの</td> <td rowspan="13" style="vertical-align: top; padding: 2px;">高さ10mを超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">擁壁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設</td> </tr> </table>	煙突	高さ13mを超えるもの	高さ10mを超えるもの	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	擁壁	乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
煙突	高さ13mを超えるもの			高さ10mを超えるもの												
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備除く）																
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの																
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの																
擁壁																
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの																
ウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設																
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの																
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設																
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設																
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設																
築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設																
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）		開発面積1,500㎡を超えるもの														
土地の形質の変更（開発行為を除く）	造成面積1,500㎡を超えるもの															